

こしまこれかた
児島惟謙に学ぶ

1 児島惟謙について

児島惟謙(1837～1908 宇和島市出身)は、1891(明治24)年に起こった大津事件の裁判を担当し、司法権の独立を守ったことで知られている。

また、彼は大審院(現在の最高裁判所)の判事時代に、部落差別に関わる祭礼差別事件の裁判を担当し、下級審の判決を覆^{くつがえ}して、被差別部落の人々を勝訴とする、当時としては画期的な判決を下した。

1881(明治14)年11月に出された判決は、埼玉県で起こった祭礼参加に関する訴訟の判決である。1871(明治4)年に「解放令」が出されたにもかかわらず、被差別部落の人々はいっこうに祭礼への参加(神輿・山車の共同使用)ができなかった。これに対して、彼らは、自分たちで訴訟費用を工面し、最後の望みを司法の判断に託した。しかし、東京上等裁判所(現在の東京高等裁判所)の判決は、「昔から被差別部落の人々は、神輿や山車を使っていなかった。いくら解放令が出されたといっても、それは政治上の改革にすぎないのであって、こういった生活上の慣行にまで及ぶものではない」というものであった。被差別部落の人々は、祈るような気持ちで大審院に上告した。ここで、裁判長であった惟謙は、「昔から被差別部落の人々は神輿や山車を一緒に使わなかったというがそれは差別の結果ではないか。被差別部落の人々の要求を拒む理由はどこにもない。解放令は政治上の改革のみにとどまらず、当然民間の慣行にも及ぶものである」という判決を下した

2 指導のねらい

- (1) 1933(昭和8)年におこった高松結婚差別裁判などと比較しながら、当時としては優れた人権感覚のもち主だった児島惟謙の生き方に学ばせる。
- (2) 日常生活の中で少数者の排除につながる言動がなかったかどうかなど、自分自身の在り方生き方と照らし合わせて考えさせる。

3 留意事項

- (1) 埼玉県で起こった祭礼参加に関する訴訟では、被差別部落の人々が自ら差別解消を求めて裁判を起こさなかったら、児島惟謙の判決もなかったと言える。したがって、渋染一揆などととも、差別解消に向けて、自ら立ち上がった被差別部落の人々の行動力にも目を向けさせたい。
- (2) 児島惟謙がこのような判決を下した背景について、彼の生い立ちを調べるなど、発展学習としてもよい。
- (3) 愛媛県内でも、被差別部落の人々の祭りへの参加を巡っての争いがあった。しかし、差別解消への取組によって徐々に改善されていったことについても触れておきたい。
- (4) 本資料(ワークシート)は、人権・同和教育ホームルーム活動等で、差別解消に取り組んだ県内の人物を紹介する際に使用することが望ましい。

参考文献

「人権の道をたずねて - 地域に残された人権獲得の足跡」 愛媛県教育委員会
「西南四国歴史文化論叢 よど 創刊号」 西南四国歴史文化研究会

4 ワークシート

下記の資料は、1881（明治14）年に埼玉県で起こった祭礼参加に関する訴訟の上告文（要旨）と大審院（現在の最高裁判所）判決（要旨）です。

1871(明治4)年に「解放令」が出されたにもかかわらず、埼玉県N村の被差別部落の人々は祭礼への参加（神輿《みこし》・山車《だし》の共同使用）ができませんでした。これに対して、彼らは、自分たちで訴訟費用を工面し、訴訟を起こしました。東京上等裁判所（現在の東京高等裁判所）では敗訴しました。その後、彼らは、祈るような気持ちで大審院に上告しました。このときに裁判を担当したのが、宇和島市出身の児島惟謙でした。



児島惟謙像
(宇和島城上り立ち門前)

この資料を読んで、下記の問いについて考えてみよう。

資料1 被差別部落の人々からの上告文(要旨)

東京上等裁判所の判決文には、「この祭りは村全体の祭りではなく、被差別部落以外の人々の祭りである。被差別部落の人々が平民になったからというだけで、祭りに参加することはできない。その理由は、政治上の改革によって被差別部落の人々が平民になったということと、民間の昔からの習慣により営む祭りとは同じように考えることができないからである。」とある。しかし、政治上の改革は、民間の古い習慣を改正するものでなくて何であろうか。証拠書類に、「当村の神社祭礼については、毎年6月15日に家々に提灯をつけ、神輿（みこし）が村中を練り歩くしきたりである。」とある。それだけでなく、部落外の住民のうち、近年新しく一戸をなした者も祭りに加わっているのをみれば、神社の祭りは村全体の祭りであることは明らかである。東京上等裁判所が、被差別部落の人々が提出した証拠を採用せず、部落外の人々の陳述ばかり信用し、このような判決を出したのは不当である。



児島惟謙生誕の碑
(宇和島市内)

(文章は読みやすいように改めています)

資料2 大審院判決(要旨)

被差別部落の人々が申し立てたので、控訴書類を調べたところ、部落外の人々は神社の祭りを被差別部落の人々と共にすることを拒んではない。ただ、神輿(みこし)と山車(だし)は部落外の人々の共有物なので、これを被差別部落の人々と共有するのを拒むという点にある。これを考えるのに、被差別部落の人々が証拠とする書類の趣旨(注)から、この祭りは一村共同の祭りであることは明白である。

まして、部落外の人々のうち、近年一戸をなした者が異議なく祭りに加わっている事実がある。しかしながら、被差別部落の人々だけが従来この祭りに参加せず、神輿(みこし)や山車(だし)を共有しない本当の理由は、部落外の人々が被差別部落の人々を自分たちと同じでないとして度外視しているからである。しかし、今や賤称を廃止し、同等の人民なのであるから、村全体で祭りをするのは当然のことである。したがって、神輿(みこし)はもちろん、山車(だし)の使用も共同であることが当然である。

判決

神社の祭りは、村全体共同の祭りである。神輿(みこし)・山車(だし)の使用も共同すべきものである。よって、部落外の人々は、被差別部落の人々の要求を拒むことができない。

(文章は読みやすいように改めています)

*注 書類とは、1872(明治5)年に出された村役人から入間県(現在の埼玉県の一部)への問い合わせに対する県の回答書のこと。それには、問い合わせの回答として、前年に「解放令」が出されたこともあるので、部落外の人々と被差別部落の人々双方に神輿(みこし)を共有するように言ったなどの記載があった。

問1 被差別部落の人々が、東京高等裁判所の判決を不当と考えた理由をあげてみよう。

- ・事例から考えて、村の祭りは村全体の祭りであるのに、その点を考慮していない。
- ・県も神輿の共同使用を認めているのに、その点が考慮されていない。

問2 児島惟謙は、部落外の人々が祭りを一緒にしなかった理由としてどのような点を指摘したのでしょうか。

- ・「解放令」が出されているにもかかわらず、自分たちとは違うといった差別意識をもち続けているという点を指摘した。